

山内直人著「社会的企業とは何か - 適切な制度設計に向けて批判的検討を - 」

世界の労働 2010年10月号特集：社会的企業と雇用、財団法人日本ILO協会 2010年10月20日刊を読む

社会的企業とは何か - 適切な制度設計に向けて批判的検討を -

1. 社会的企業(social enterprise)台頭の背景

- (1) 第一は、政府・行政だけでは対応できないような複雑で解決困難な社会的課題が増えてきたことである。たとえば、格差や貧困問題について、伝統的な累進課税や生活保護だけでは貧困を減らすことはできず、きめ細かな就労支援など、民間の機動性と創意工夫が必要だという認識が官民で共有されるようになってきた。地球環境、若年失業、ドメスティックバイオレンス、児童虐待、病児保育など、多くの分野で同様の問題が指摘されるようになり、それが社会的企業の台頭を促していると考えられる。
- (2) 第二に、非営利組織の収益事業の拡大による「営利への接近」である。これは、多くの国・地域でみられるようになってきたもので、寄付やボランティア、あるいは行政や民間財団からの補助・助成を中心に事業を行ってきた非営利組織が事業拡大の限界にぶつかり、サービスの販売による収入を拡大せざるを得なくなったという事情がある。
- (3) 第三に、営利企業の「非営利への接近」、あるいは社会的活動の拡大である。当初は社会貢献部門を中心に手がけていたものがやがて組織全体に広がり、企業そのものがある種の社会的企業になるというものもある。これには、株主・従業員・顧客などいわゆるステークホルダーが企業に社会的活動を重視するよう求めていることが背景にある。特に、企業の株式の相当部分を保有する機関投資家が、社会的責任投資を行うようになると、営利企業といえども、目先の利潤追求一辺倒では、地域社会はもちろんのもと、株主の理解も得られないということになる。
- (4) 第四に、韓国の社会的企業育成法や英国のコミュニティ利益会社制度など、一部の国・地域では、社会的企業を念頭においた新しい法人制度や法的枠組みが創設され、それが社会的企業の活動に市民権を与え、一般市民にも広く認知させる契機となっていることが挙げられる。
- (5) 第五に、ノーベル平和賞を受賞したグラミンバンクとその創始者であるムハマド・ユヌスやアショカ財団の活動など、社会的企業の成功モデルが次々に登場し、注目を集めたことも見逃せない。

(6) こうしてみると、この10年で社会的企業が注目されるようになった背景のなかには、ここ40年の間に、非営利組織(NPO)や非政府組織(NGO)が注目されるようになった背景と共通するものが少なくないことがわかる。

2. 非営利組織と社会的企業

(1) ジョーンズ・ホプキンス大学の非営利セクター国際比較プロジェクトでは、以下の5つの要件を満たす組織を非営利組織(NPO)として、40か国以上が参加する国際比較統計の整備を進めた。

利潤を分配できないこと

非政府であること

自律的運営を行うこと

組織としての形式を整えていること

参加が自発的であること

現在ではこれが非営利セクターの定義の世界標準になっており、国連統計局が作成を奨励している「非営利サテライト勘定」と呼ばれる統計システムでもこの定義が踏襲されている。

(2) これに対して、社会的企業の定義について共通の理解ができるには至っていないが、Borzaga and Defourny eds.(2001)やBorzaga ed.(2008)では、各国にある程度共通する社会的企業の要素として以下を挙げており、OECDの報告書などでも基準が使われている。

財・サービスの生産・販売を直接行うこと。

経営的に高度の自律性を持つこと。

安定的な財源の保障がなく、経営者がリスクをとる必要があること。

ボランティアだけでなく、有給スタッフがいること。

コミュニティの利益のために活動し、社会的責任を果たすこと。

意思決定が、拠出資本比例でなく、一人一票の原則によること。

コミュニティの共通の利害のために活動する市民のイニシアティブにより運営されていること。

利潤分配が制度的に禁止または制限されており、利潤の最大化行動をとらないこと。

多様なステークホルダーの参加を得て、地域民主主義の強化をめざすこと。

ここで、～ は経済的な基準で、～ は社会的な基準とされている。

3. 社会的企業の評価と政策

(1) 筆者らは、これまで非営利組織の評価基準作りを進めており、理想的な非営利組織が備えるべき性質を、以下のような3つの基準で評価することを提唱している(非営利組織評価基準検討会編、2010)。

市民性：寄付者やボランティアに開かれ、いかに参加の機会を作っているかを問うものである。

社会変革性：目前で起きている問題に対処するだけでなく、その背後にある原因を視野に入

れて課題として捉えることを問うもので、このような姿勢と行動が社会的イノベーション力の源泉となる。

組織安定性：収入の多様性、規律やガバナンス、情報開示を問うが、同時に、一定の活動に安住することなく刷新力を磨くことも求めている。

4．課題と展望

(1)社会的企業の発展の背景は、非営利セクターの発展の背景と大きく異ならない。ただし、社会的企業の定義に関しては、非営利セクター国際比較プロジェクトで使われている非営利組織の定義と比較すると、あいまいで実用に耐えるものとはいえない。

(2)また、社会的企業に関する研究も、歴史的あるいは制度面の研究か、さもなければ事例紹介でお茶を濁すたぐいの研究にとどまっており、社会的企業の行動の本質を解明するような理論的、実証的な研究は皆無に等しい。それどころか、各国の社会的企業の数や雇用者数、市場規模といった基本的なデータさえほとんど未整備の状態である。

(3)非営利組織に関する研究が、90年代の非営利セクター国際比較プロジェクトによる統計データの整備によって大きく進展したように、社会的企業についても、実証分析やそれに基づいた科学的な政策提言のためには、操作性の高い定義と、それに基づいた信頼できる統計の作成が必要である。また、そうした統計データを用いて実証的な研究を進めることが不可欠である。長い時間と膨大な費用と労力がかかることは想像に難くないが、社会的企業の存在意義を検証し、適切な制度設計を行うためには避けて通れない道であると考えられる。

P2 ~ 7

[コメント]

社会的企業とは何か。社会的課題を解決するための企業、利益の配分(配当)を出資者に還元しない(支払わない)企業と単純に考えていたが、より深い洞察と実証的な、また、比較制度的研究が求められることが内山先生の研究でよく判った。

ただヒゲタしょう油の濱口翁のように津波から村民を救うために私財を投げ打って堤防を造るような高い志に基づいた事業、内村鑑三の著書「代表的な日本人」で示されたような仕事も日本にはあり、「デンマルク国の話」で伝えられた尊い事業も世界にはあることを、社会的企業を考えるときに忘れてはならないと考える。

- 2010年10月20日林 明夫記 -